

●香川県監査委員公表第16号

令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月3日

香川県監査委員 木下典幸
同 大西均
同 五所野尾 恭一
同 都築 信行

包括外部監査の結果に対する措置状況

子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について

項目	指摘内容	講じた措置等
認定子ども園整備事業	県の交付要綱に定める実績報告書の提出期日が、国の交付要綱に準拠していないことから、県の交付要綱を改訂すべきである。	従前の交付要綱の内容を整理し、「香川県認定子ども園施設整備事業補助金交付要綱」として新たに制定した。（令和3年4月1日施行） その中で、市町から県への実績報告書の提出期日を国の交付要綱に準拠するように定めた。